

<報道発表資料>

令和 8 年 6 月 2 4 日
京都市交通局自動車部運輸課

市バス運転士の安全性確保を図る取組と熱中症対策

交通局では、この度安全性確保を図る観点から、市バス運転士の視認性向上及び疲労軽減に有効な運転用保護メガネを導入します。

また、昨今の猛暑により熱中症対策が重要となっている状況を踏まえ、夏季期間中、回送中において制帽の着用を免除することとします。

引き続き、お客様に安全・安心・快適にご利用いただけるようにするとともに、更なる職場環境改善となるよう努めてまいります。

【運転用保護メガネの導入】

- 目的
運転士の視認性向上及び疲労軽減により更なる安全性向上を図るため
- 運転用保護メガネ
信号等の色覚に影響を及ぼさない交通局が指定するもの
- 対象者
市バス運転士
- 実施日
令和 8 年 7 月 1 日（水）から着用を開始

【回送中の制帽着用免除】

- 実施内容
熱中症対策として、回送中において制帽の着用を免除します。
※営業運行中は現行どおり制帽を着用します。
- 対象者
市バス運転士
- 実施期間
令和 8 年 7 月 1 日（水）から 9 月 3 0 日（水）まで

<お問合せ先>

京都市交通局自動車部運輸課

電話：075-863-5123